

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第4回） 議事録

日時：平成14年10月3日（木）14：00～16：00

場所：経済産業省別館 944 号会議室

出席者：雨宮委員（黒川代理）、石塚委員（小川代理）、井田委員、岩坂委員（門前代理）、岡本委員（今城代理）、角田委員、菅野委員（橋本代理）、北岡委員（杉山代理）、河野委員、後藤委員、佐藤委員（大久保代理）、篠木委員（庄子代理）、篠原委員（栗原代理）、内藤委員、中川委員（小林代理）、永田委員、中野委員、中村委員（酒巻代理）、新美委員（常重代理）、福永委員、前川委員（伊藤代理）、梶本委員（西田代理）、松尾委員、米澤委員（高崎代理）

議題：(1) 廃棄物・リサイクル小委員会における検討課題について

(2) その他

＜拡大生産者責任による 3R 対策の一層の推進及び設計・製造段階での環境への配慮の徹底について事務局より説明＞

（永田委員）

ここに掲げられていますレポートについて私も関係してきたものですから、おおむねこういう流れで、ぜひ対応していただきたいと思っています。EPR の議論はもう少しこの辺をきちんと整理した解釈と言いますか、国際の場での共通の理解というものも必要なのだと思いますけれども、この辺の流れ自体が国内でも少し解釈が違うなという気もしていますので、その辺のところから出発して議論を深めていったほうがよいのかと思っています。

流れ全体としては、ここに書かれているような方向性で考えていけば十分だと思いますけれども、EPR そのものについての考え方の整理、これは確か今年は日本で国際会議的なものが開かれるということなので、そういう点も少しアピールしながら対応していったほうがよいかと思います。

それからあとのほうに出てきますこの EPR の中でも、やはり生産するところ、必要なものは回収したりリサイクルしたりするという話と、それからもう 1 つ、全体の流れからすれば、ときどき申し上げているのは、IPP と言いますか日本の体系でもできあがっているわけですが、グリーン調達の話だとかあるいは情報交流の話だとか、そういうものもきちんと抑えながら進めていくのですよという形で、事業者の方に理解してもらう。

EPR の中では、特に事業者というのは何もメーカーだけではないのだという考え方、この辺のところもきちんと対応製品によっては考えていただかなくてはいけないことが起こるのだろうと思っていますので、その辺を少しご注意願いたいと思っています。

それから、次の設計・生産段階の話なのですが、ここに私も絡んでいます、JIS をかなり強調して書いていただいている。ときどき思うのですけれども、よく知的財産というような言い方で特許の話などが出てきますが、世界的なレベルで見て、国内で制定されるような、あるいはそれを国際的な場に広げていくというのは、これは 1 つ知的財産の活用につながっていく話だろうと、あるいは日本の産業の国際競争力を高めていくような役割を担っているだろうと思っていますので、非常に重要な視点だろうと思うのです。この辺のところをもう少し、いろいろな対応が考えられる、あるいはいろいろなテーマが JIS になり得るのだろうと思うのですけれども、なかなかそうした視点が十分にはいまのところ提案されていないという気がしますので、まだまだこれからそういう点に、もう少し広くご意見をいただく。これは消費者サイドからも積極的に出していただいてもよいのだということになっていますから、そういう点でもやっていただけるとありがたいと思っています。

そういう意味では、ここに書いてあるような数値を、これから皆さんのほうでいろいろお考えいただいた上で、国際標準に持っていくということが必要なのだろうと思っています。

それから、7 ページ目の下の問題意識の中で数値目標で、これは政策手段として非常に重要な話です。1 つは、やはりこういう問題に取り組んでいる企業サイドのほうから見れば、そこで設計している人間等が目標としてこういうものに向かって努力していくということになるわけです。一方では、消費者として見れば、こういうものを公表していったくということで、現状の製品の設計状況がどうなっているかということ、抱き合わせで、どこまできているのかという判断材料にもなる。全体的に見れば、どこまで達成できたかというような循環型社会に向かつての達成感というのが、なかなかわれわれのほうにないということもありますので、そういう意味では、それを示しながら、より一層のこうした取組の加速を図るということは、非常に重要なのではないかと思いますので、その辺は意識してお考えいただければと思います。

最後の有害物質の話ですけれども、これも非常に重要な視点だと思うのですが、問題意識の中で、使用削減だけが書かれているのですが、どうしても使わなければいけない有害物質というのは存在してくるわけで、そういうものを循環体系の中で使っていくということが重要なのだろうと思っています。その際に、作る側としてはどういう情報を提供をしたり、どういう体制に貢献していけばよいかという話も、これはもう 1 つ重要なテーマだろうと思っていますので、その辺のところも少し問題意識の中で考えていただく。そういう意味では、削減だけではなくて、使用にあたっての対応というものも議論していただければありがたいと思っています。

(事務局)

大変に包括的なご示唆をいただいて、われわれとしてまさに今後検討していく上で、ぜひそういった方向も踏まえて勉強させていただきたいと思っています。

永田先生のおっしゃった国際会議というのは、12月にOECDのEPRセミナーというのが日本で開催される予定になっていまして、現在それに向けての準備が進められているところです。

(庄司代理)

市町村サイドからということで少し意見を言わせていただきます。

EPRという中で、いわゆる市町村の役割と言いますか、機能はどこまで求められるのかということ、これは広い意味でのいわゆる廃棄物処理という1つのシステム、体系の中で、市町村がそこまでEPRということを前提にした場合に役割を求められるのかということが、まだきちんと整理されていません。

実は私ども市町村としてもどこまでやってよいのか、別の言葉で言えば、これまでの広い意味での廃棄物処理と、新しいいまの循環型社会の中での廃棄物処理というのをどのように考えていくかということを、私ども自身も十分整理しきれていない課題だとは思っていますが、その辺について、少しこういう場できちんと整理していただけたらと思います。

その場合に、狭い意味での、つまり3R後の廃棄物処理という体系がいまありますね。

まず3Rをして残った物を廃棄物処理。その場合の廃棄物処理もちろん入りますけれども、広い意味での3Rを含めての廃棄物処理というのは、現行法ではリサイクルも含めて広く廃棄物処理と捉えられています。こういう場合の3Rの中での廃棄物処理、特に3Rという自主回収というシステムを前提にした場合の市町村の役割ということは、きちんと議論をしていく必要があるだろうと思います。

いままでの全体の傾向としては、いわゆる古典的な意味での市町村の廃棄物処理ということが、すぐ自主回収と並行的に出てきているらいがあるように思いますので、そのところは、市町村がやらないということではないのですが、そこを論理的にきちんと整理をしていただきたいというように思います。

(平岡委員長)

ちようどご意見を言っていたかどうかと、昔から廃棄物なのか資源なのかとよく議論があつて、例えば RDF は資源なのかというようなこと、その辺の議論があまり、3 ページのところにも「一般廃棄物処理業の許可を不要とする、これはできないから。」などと書いてありますね。この辺はいまどのような議論になっているのでしょうか。

例えば、昔、私は RDF で廃棄物なのか資源なのかという議論がされたときに、廃棄物処理法上の歴史的な流れから言えば当然廃棄物ですけれども、それを資源として有効利用するときに、何らかの基準、試験を作ったかどうかと提案したことがあるのです。それはどういうことかと言うと、例えば RDF を灰にして、溶出試験をやつて重金属、いわゆる環境庁告示第 13 号を満足すれば、ここではずしたらどうかと。そういう何か資源とリサイクルの間に試験法みたいなものを、適正処理が行われ、しかも、有害物質ではないというものを作ったかどうかと昔から言ったことがあつて、議論を昔の環境庁、あるいは厚生省でやられたことがあるのですが、担当の方が代わられると、ころっと忘れて、そのままになってしまっているのです。何かそういう議論を、やはりもう一度していただくと非常によいのではないかと思います。これはいま環境省に言うことなのかもしれないでしょうね。厚生省時代からの流れからいくと、このような廃棄物処理法での広域指定の適用というようなことだけではなくて、何か基準のようなものを作れないのでしょうか。いかがですか。変なご質問して申しわけないのですけれども。庄司さん、もしご意見があつたら。

(庄司代理)

大変難しい質問で、ちょっと私たちも十分整理しきれないのですが、ただ、こういった新しい、特に EPR との枠組みの中で考えていく場合に、私どもも基本的には廃棄物の適正処理ということは、やはり市町村の特にこれは一般廃棄物という視点ですけれども、廃棄物の適正処理ということは、やはり第 1 にどうしても考えていく立場にあります。そういう意味では、リサイクルを含めて、とりあえず廃棄物処理としての位置付けは、基本的に私どもの考え方としてはそういう方向にあるのですが、ただ、具体的な、例えばここで言う自主回収システムということが論議されたときに、従前の廃棄物処理と同次元で、つまり同じ土俵の上で論じられるものではないのではないかと思います。

その論じられる・られないという場合の基準というのが、いま委員長が言われたような、いろいろな有害物質等の対応だとか、そういった新たな形での適正処理ということも含めた基準作りがそういう場合に必要なのかなとは思っています。私もいま、私の思いつきの回答で申しわけないのですが、そのようなことではないかと思います。

(平岡委員長)

急に申しわけないですが、これに関連しますので。昔からのことで全都清でもイニシアティブをとつてこの辺をはっきり議論していただくと非常によいのではないかと思います。

(永田委員)

EPR の話で、先ほどちょっと庄司さんのほうから市町村の話もありましたけれども、きょうここに出られている方はどちらかと言うと業界団体の代表という形で出ていらっしゃる方が多いのだろーと思っっているのです。最終的にはやはり個別の企業が EPR を果たせるというか、企業の社会的貢献というような意識、あるいは社会的責任と言うとやらなくてはいけないという感覚でやられるようなものと少し違う意味で、積極的に取り込もうとしている企業も出てきているわけで、そういう意味では、もちろん法的な規制もいろいろあるのかもしれませんが、それが十分に自分たちの思っっているようにやれる体制というのがきつと望ましいのだろーと思っっているのです。業界、あるいは業種、製品で規制していくというのではなくて、やりたいと思っっている所が EPR の責任を果たせる体制というのが重要なのだろーと思っるので、そういう環境に向かって、制度を、あるいは社会システムを作っていくということを、やはり 1 つ大前提としておかなくてはいけないのだろーと思っっています。そういう中での市町村の役割というのも出てくるのかも知れません。

それから、4 ページ目の下はあまりコメントしませんでしたけど、先ほど最後に申し上げた有害物質の話からするとここに帰ってくるので、これから資源有効促進法の対象品目、いろいろな形で公開される中でも、有害物質の視点というのはやはり強調されるべきなのではないかという気がするのです。そういう意味で、いろいろ対象品目の洗い出しをきちんとやっていただきたいと思います。

2 番目の丸のところは、実は家電・自動車はもうすでに 1991 年からこうした取組をやっているわけで、われわれとしてみるとその成果というものを定量的にわかるように出してくれというお願いを盛んにさせていただけるわけですけども、なかなか思っったような形ではお示しいただけていないと私自身は思っていまして、「こういう取組をやっています」「ああいう設計をやっています」というような具体的な例で、定性的に書かれたものはいろいろなところに出てくるのですけれども、それはやはり定量化して、それぞれのメーカーごと、あるいは指定された製品としてどういう状況になっているか、パフォーマンスを持っているのかというようなことを、きちんとまとめていただかなければいけないのだろーと思っっています。

将来と言いますか、わが国のこういう取組が世界的にも評価されるということになっているのだろーと思っしますので、そういうときに使う資料としても非常に重要な意味を持っているのだと思っっています。よろしくお願ひしたいと思っっています。

(平岡小委員長)

ありがとうございます。9 ページに書いてある ROHS の臭素化ダイオキシンについて非常にこれは大変なことではないかと思っっているものですがご意見ありませんか。

(永田委員)

この問題も前から注目はしてきましたし、わが国の製品などでもこういうのは使用禁止という状況で考えて対応させていただいています。いろいろ問題がありまして、こういうものを過去に使った製品というのが存在しているわけですが、こういうものに関して、よほど注意しリサイクルということを考えていかないと、先ほどの話ではないですが、よほど、より、その拡散につながるような状態というのものもあるわけですし、それこそ、そういう類の物からすると廃木材なんかも含めて、きちんとした処理をやっていって、例えばこれは難燃材としては、これに代わるような無害な代替品の開発を促進させるという両方の組み合わせで対応していくということをきちんと図っていかないと、あとで禍根を残すような対応になってしまうのはずいぶん困るなという気がしていますので、この辺のところをよく注意して。

これは新しく作る製品の話ですが、すでに作った製品に対してはどのように対応するかということも同時に考えていかななくてはならない。先ほどちょっと申し上げた、ですから、使用削減という話ではなくて、循環体系でどうしていくのかという話ですね。これも既製品に対しても十分考えていただきたいと思います。

(今城代理)

いまの、私ども環境負荷物質の使用削減に関します自主取組ということで、先般の産業構造審議会中央環境審議会の合同委員会でご提案させていただきまして、皆様のご了解、ご指示を得たものだと思っています。

私ども自動車リサイクル・イニシアティブの中で、鉛削減の自主行動計画を立てまして、これまで順調に目標を達成してきたところですが、今回の自動車リサイクル法の設立に合わせた形で、さらに鉛以外の水銀、カドミウム、六価クロムを含めて、私どもの自主行動計画を改めて実施するというところで取り組んでまいるところです。

内容的に見ますと、一般的に言いますと、自動車に関しましてはヨーロッパの EU 指令の中で提起されています同 4 物質の削減というのが非常に進んだ、世界でも進んだ計画、取組ではないかと思いますが、私どももそれにほぼ同等のレベルを、自主的な取組で達成していきたいと思っていますところでは。

(角田委員)

問題意識のところに書かれています、例えば 4 ページですが、日頃、消費者側から常々思っていることを。

例えばリサイクルの信頼性の向上ということでは、情報開示といった面で、透明性の確

保をお願いしたいということを、ぜひ考えていただきたいと思います。

再商品化には、いろいろなルートと言いますか、内容、方法があると思いますが、その実績を見るためにも、帳簿方式のようなもので消費者が見てわかるような形の、そういう記帳の仕方などを工夫していただくということ。それがひいては、7 ページにあります「取組状況及び効果を公表する」といったところにまで飛んだ形の取組がぜひ望ましいのではないかと。

私はちょっと途中で失礼するものですからお願いしたいと思いますのは、家電リサイクル法がどんな形で進むのかということで非常に心配していましたが、よい形で進んでいます。それにつきまして、自動車のフロン回収の関係では、家電もぜひこれに合わせたような形でお取組をいただきたいという気持ちをもっていますので、ちょっと併せて発言させていただきます。

(事務局)

いまご質問の家電のほうにつきましては、当初の中で情報通信機器課が事務局をやっています別のワーキンググループの中で、家電リサイクル法の1年間の施行状況を踏まえて、フロンの問題も含めた取組はいかにあるべきかというのを議論する予定だと聞いています。

(栗原代理)

4 ページ目のところに「リサイクル名目の不適正処理・不法投棄の問題」、それから5 ページ目のところで「廃棄物処理法の運用に適切なる配慮を求める必要があるのではないか」というところ書かれてあります。本来この辺は環境省の管轄だろうとは思いますが、産業界の中では、いま廃掃法の見直し、特に廃棄物の定義の見直しのところで、有価物、例えばリサイクルされているようなものまでも廃掃法の対象にしようというような動き、あるいは無価でも各種のリサイクル法で有効に活用されているといったものも対象にしようという動きがありますけれども、これについては産業界としては非常に強い抵抗感があります。この点については、例えばこの問題は不法投棄の問題と関連づけて環境省のほうでは議論されていますけれども、不法投棄と廃棄物の定義の見直し、この辺がどうもしっくり整合性がないのではないかと気がしています。

この辺、場が違うのかもしれませんが、経済産業省のほうとしても、ぜひ環境省さんのほうにこういった産業界の声を伝えていただき、協議いただければと思っています。

(事務局)

まさにご指摘の点につきましては、われわれとしても重視している点でして、特に現在すでに回っているリサイクル、あるいはこれから行おうとしている、まさに資源有効利用

という観点からのリサイクルが、例えば廃棄物処理法等の規制によって何がしか悪い影響を受けるということは絶対あってはならないことだと、われわれとしてもその点につきましては問題意識を共有しています。

むしろ、われわれといたしましては、そういう観点からもリサイクルへの取組がきちんと行われていると、社会からも信頼を得られる形で進められていると、そういった形をより強く示していく必要があると。そういう観点からもこの問題意識の 1 というのを進めたいと思っていますので、ぜひそういった方向で活発なご意見、ご議論いただければと思います。

(平岡委員長)

ありがとうございました。いまいろいろ議論がされているようですけれども、循環社会形成推進基本法が作られたときには、まだ環境庁と厚生省が別のときだったのです。省庁再編になると廃棄物部隊が環境省に来てしまったので、何しろ環境基本法も循環社会の基本法も廃棄物処理も全部環境省にあるわけです。非常に法体系が矛盾していると私は個人的には思っているのです。廃棄物の本当は、これは個人的で、委員長がこんなことを言うては悪いのですけれども、廃棄物の分類を議論するのだったら、もう 1 つ循環基本法を内閣府にでも上げてやるべきことだと個人的には思っているのです。いま、同じ環境省の中で、環境基本法と 3 つの法律が一緒にやっていたところで廃棄物の定義をやるものだから、おそらくごちゃごちゃになるのではないのでしょうか。そんな感じがしているのです。いまのは直接タッチしていないものですから。

(松尾委員)

当面は 3R を前提にした国内でのリサイクルというか、3R のシステムを作り上げるというのが大前提だろうと思うのですが、ただ、最近いろいろなデータを見ましても、生産基盤が急速に海外に移転しているという現実があると思うのです。時期が若干早いのかもわかりませんが、貿易材としての廃棄物をどう考えるのかという議論をそろそろ始めておいたほうがよいのではないかと思います。前回この場でも、家電を集めて部品取りをするのはよいけれども、組込むべき現場がここらにもうなくなるのではないのかという議論があったように思います。

きょうの午前中、容器包装リサイクルのワーキンググループが開かれまして、PET ボトルの回収率が 40% 台になったと、半分あまりが繊維として再利用されるという説明がありました。これはこれで大変よい方向だと思うのですが、しかし、5 年先、10 年先を考えて、増え続ける PET ボトルが半分以上繊維で吸収できるのかという問題が、一方で出てくるのではないかと思います。そうなった場合に、われわれとしてどう考えていったらよいのか、予測調査なども踏まえて、そろそろこの議論を始めていってもよいのではないのか。支障があれば、これについても国際ルール等について議論すべきではないかと思いますが、いか



がでしょうか。

(事務局)

実はまさにご指摘の通りでして、特にアジア大でのやはりリサイクルのフローというのが、これから現実に議論しなければいけない問題になると思うのですけれども、他方で、例えばごみの違法な輸出ではないかとか、そういう懸念がある中で、いかにうまく資源循環をアジア大できれいに実現させていくかということは、きわめて重要な課題だと思っています。思っていますが、本当はここに入れてもよい課題かとも思うのですけれども、そこまでまだやりきれていませんので、中期的課題としてご指摘を承ります。

(平岡委員長)

まだ検討課題としてですね。実はこの委員会でも前回でしたか、輸出に回っている資料は出させていただいたと思うのですけれども、まだどんどん変わっているかもしれない。

(永田委員)

いまの話は重要なので、実は私は次の、地域の話の中で少し国際の視点というものも入れ込みながら検討していただくこともできるかなと思って、そこでちょっと発言しようかと思っていたのですけれども。

いまの松尾さんの話は非常に重要な視点なので、そういう意味では、あるものについてはもうかなり急がれる、前にも指摘させていただいた家電の CRT の問題もあるわけで、もうそろそろ、先ほど当面というお話がここにありましたけれども、当面の中に入ってくる問題かもしれませんね。そういう意味で積極的に取り上げていただきたい。

それから輸入品に対する 3R 設計の適用の話も重要なので、ある意味では輸出入に絡めての問題ということで、ここでは明示的には出てきてないのですが、あるいはその辺のところをきちんと出していただくということも必要なのではないかと思います。

(門前代理)

少数意見だろうと思いますが、あえて申し上げます。拡大生産者責任というのが、どうも安易に使われていると言いましょ、都合がよいから使われているような気がして仕方ないのです。ここに責任を持っていけばすべて解決するような動きがありまして、実は、私は 2 つのところが気になります。

1 つは、消費者の行動というのは、最終的には非常に大きいのではないと思うのです。この場で取り上げるかどうか、別の観点から見なければいけないのかもしれませんが、ど

うもその一項目はどうしても入れていただきたいという気がします。

それから、相当いままで EPR に基づくガイドライン等々でかなりの網をかけてこられたと思うのです。そうしますと、残っているものというのはだんだん少なくなっています。

さらに指定をするのかということになりますと、かえって非常に不都合が起こるのではないか。例えば小さな小型電池をメーカーに集めろと言いましても、消費者がごみ箱の中に入れてしまえばそれでお終いなのですね。ところが、このスキームを作れというのは、私は異常なことなのではないかと思うのです。

したがって、いまあるシステムなりルートなりに残ったもの、まだ指定されていないものに乗せていくとか、先ほど永田先生がおっしゃいましたように、別のスキームと言うのでしょうか、やりやすいスキームというものを考えるという必要があるのではないのでしょうか。

もう 1 つは有害物の使用規制ですけれども、これは生物多様系と言うんでしょうか、例えばミジンコがいて何かがいて人間がいてという 1 つの大きな生態があると思うんですが、やはり資源にもそのようなものがあるような気がするのです。

例えば鉛フリーということで、鉛をどんどん退治していきました。それがイリジウムに変わる。ところがイリジウムを採るのに何が一番よいかというと、鉛がよいのです。鉛に乗せてイリジウムを回収すると一番よいわけです。そうしますと、大きな資源の流れの中で、その場その場までやっていく、危ないからやるんだ、リサイクルができないからやるんだということではなくて、もう少し長期的にものごとを眺めて、そして管理した中で使っていく、計画的に使っていくというスキームが必要なのではないかと思います。ですから、一概に使用制限云々という論議ではなくて、それをしなくても回る世界をどうつくるかということのほうが大切なような気がするのです。

最後に、愚痴っぽくなりますが、廃掃法の件につきましては、やはり静脈と動脈という分かれた言葉を使っている以上はちょっと問題ではないかと。動脈も静脈もおそらく指の先ではつながっているのだと思うのです。どこで仕切りを入れるかではないのだと思うのです。

単純に言いますと、物をどうやって回すかということで考えていきますと、廃掃法は何かというところに突き当たると思うのです。したがって、いまの廃掃法というのは、すべて危ない物はごみに指定をして、廃掃法で処理しようというところに問題があるのではないか。危ないものは製品であろうと何であろうと危ないのです。危なくないのはごみでも危なくないわけで。そうしますと、物を回すという 1 つの法体系と、そこからあぶれて危ない物と言いましょか、それをどう退治するかというのは分ける必要があるのではないか。

<地域における循環経済システムの構築の推進について事務局より説明>

(永田委員)

まず1点は10ページ目の真ん中の丸です。そのまた真ん中の辺りに「安心して廃棄物処理業者に処理を委ねることのできる許認可制度の運用」、ちょっとこれは何か、私からすると言い過ぎなのではないかなという気がしています。そういう意味では排出者責任の強化とかそういう話をずっといままでの施策の展開の中でしてきているわけで、排出者という格好で見えていったときの市民と、事業者の責任の重さというのはずい分違うのだろと思うのですね。かたや協力くらいの話が、こちら側は本当に責任があるのですよ、ということだと思ふのです。そういう意味で、市民のほうも最近は監視の責任のようなものが押されるような状況というのが出てきたのだろと思っていますが、それ以上の責任は事業者が果たさなくてはいけないので、これだと何かもうそこに任せておけばそれでいいのだというような、結局元の話に戻っていつてしまうような書き方になっているのです。これはちょっと、まあ、書きぶりの問題かもしれません。ちょっとこれは少し抵抗感がある文章だなと思っています。

それから、地域における循環型経済システムということで考えていきますと、特に市民の方を巻込んだ形で、あるいは市民が望んでいるような方向性の中での循環型経済システムというのが考えられる。その中には、市民初の取組と言いますか、NPOとかNGOという話もありますし、一方で、そこから今度はまた生まれてきますビジネス、そういうものを積極的に興していくということを考えていただく。

最近、経済産業省のほうでもNPO、NGOの話というのは盛んに支援体制が組まれているのだろと思いますので、そこから出てくるコミュニティビジネスというものについてもぜひ着目していただきたいなというように思っています。ここにどう入れるという話ではなくて、そういう視点も入れて検討していつていただくということがあってもよいのかなと思います。

それから、エコタウンなのですが、19ページのいろいろな取組を見させていただくと、ほとんどがリサイクル型と言ってもよいかもしれない、素材型なのですね。素材産業を中心として展開していくような、あるいは最終製品がそこに流れていくような形のものであって、そういう意味では、こういう取組もより一層推進していかなければいけない部分もありますけれども、一方ではやはりこれがなかなかできにくい地域というものもあるのだと思うのです。

そういう意味で、そちら3Rということと言われ、われわれも賛同しているわけですがけれども、その中のもう1つ、リサイクルを除いた2つの2Rの「リデュース・リユース」の部

分を中心としたエコタウンの組み方というのも出てくるのではないかと思いますので、エコタウンをもう一歩進化させたと言っではおかしいかもしれませんが、あるいはもう少し広がりを持った地域で適用できそうな例というの、ぜひ誘発するような取組を、この中で進めていっていただきたい。

それから、先ほどちょっと申し上げたかったのは、海外との関係でも、リユースの視点からすると、海外に中古の品物が流れていく、あるいは中古部品が出ていくとかいうシステムも考えられるわけで、そういうものを全部含めた 3R 一体としてのエコタウン、1 つの製品に注目したシステムというのもあり得るだろうと思っていまして、そういう流れで輸出の問題を少し議論していただく。あるいは、ちょっと私も絡んでいますが、ほかで展開しているようなリサイクルポートポート構想だとかそういうのもありますので、そういうものと積極的に連携関係を組みながら対応していくということが、これからエコタウン事業として考えていただくと、より一層発展が見えてくるのかなという気がします。よろしくお願いします。

(事務局)

まず最初に、10 ページの書き方似にしましては、もしご指摘のようにちょっと誤解があるということがあれば、われわれとしても表現ぶりは、永田先生のおっしゃったような懸念があるような意識で書いているわけではありませので、その点は少し工夫したいと思っています。

それから、2R の指摘について全くおっしゃる通りでして、これはエコタウンに限らず、やはりリサイクルではないほうの「リデュース・リユース」のほうへの取組というのは、なかなか、例えば今月も 3R 推進月間ということでやろうとはしているのですが、2R のほうの取組が遅れているというのは全般的に言えることだと思いますので、その点につきましてはご指摘を踏まえて、今後考えていきたいと思っています。

その関連でリサイクル循環ビジネスという観点がありましたので、ちょっとその点、補足の説明を 1 点事務局から。

<平成 14 年度下半期における産構審環境部会の検討予定について事務局より説明>

(庄司代理)

このエコタウンの関連で、これはある意味では部分的な問題ではあると思うのですが、このエコタウン事業というものは市町村にとっても、あるいは広域的に地域をとっても、地域の経済活動を活性化していくとか、地場産業を育成していくとかといった従前の廃棄物行政とはまた違った、より広い行政の環境事業というか、そういう経済的な視点に立った部分のものが入ってきています。

そういう意味では、市町村としても、例えば廃棄物処理法という地域主義を原則としたシステムの中では、いろいろ対応に難しい部分が出ているということもありますので、今後、これは廃掃法の見直し等の中で議論していく問題かもしれませんが、エコタウン事業を考えていく場合でも、そういった視点での、特に一廃、行政の場合は市町村単位として組み込まれているという制度上の制約と、エコタウン事業をどのように両立させていくかということは1つの課題だろうと思っています。

もう1つ、この中で一部地域では先進的に取り組んで計画もしたけれども、実施段階ではその時の経済社会状況と実施段階の状況にタイムラグがあって非常に矛盾ができてしまって、いわゆるリサイクルをビジネスとして進めていくというシステムの中では、コスト的な問題でなかなか従前のシステムを維持していけないという問題が、地域によっては発生しています。これはもちろん、地域だけの問題として、地域責任で解決しろと言ってもなかなか難しい問題がありますので、こういったものについては、エコタウン事業として国も含めて率先して進めていったということがありますから、こういったタイムラグによるいわば1つの矛盾の露見に対しては、やはりある程度全体的にカバーをしていくような、何か方途を考えていく必要があるのではないかなと思います。

(平岡委員長)

エコタウン事業がまだ始まったばかりですけれども、だいぶ時間が経って成果が上がっているところもあるわけですね。何かその検証というのはされているのでしょうか。こういう問題があるとか何とか。

(事務局)

政策評価ということをやるということになっていまして、一部、エコタウン事業につきましの政策評価というのをまさにいまやっているところです。具体的に言いますと、サンプルとして秋田の例と、川崎、山口、このエコタウンについて、評価のために委員会を組まして、現地視察を含めて進めているところですので、まとめれば皆さんにお示しすることができますと思います。

(門前代理)

10ページの現状認識の中ほどのところなのですが、「リサイクル事業には残さとして発生する云々」という言葉がありますが、この「残さ」には2通りあるのではないかという気がするのです。

1つは無害であるけれども直接用途がないという残さと、それから危ないから残さとして扱わざるを得ない。これは扱い方が全然違うのではないかと思うのです。これは当面、こ

の処理業者の問題、それを管理する自治体の問題ではなくて、世の中としてどう扱うのだということが大問題だと思うのです。ですから、私は、確かに処理業者の仕事だと言ってしまえば管理する地方公共団体の責務も出てくるかもしれませんが、リサイクルをやることによって発生した無害な残さと、有害な残さをどう扱うかということの論議が

まず最初にくるのではないかと思います。それを事業として成り立たせるならば、それをどう管理するかということだろうと思うのですが、これをどう始末していくのだというのが問題になろうかと思います。

それから、エコタウン事業ということに関しまして一言申し上げたいのですが、これはあくまでも一番大きくて県がつくる、政令指定都市がつくる、市町村がつくる場合には連名で出すと、確かこのようになっていたと思うのですが、ごみという問題が域内処理という時代がありました。その域を出ていないような気がするのです。これからどんどん高度化していきますと、リサイクルというのもそれぞれの地域でやっていて動くわけがありませんで、どんどん広域化していくのだらうと思います。そうしますと、エコタウン事業というのも、地域というのを本当の地域から、もっと大きい何県かまたがるような地域というように変更していく必要があるのではないかという気がします。

(松尾委員)

全体として「地域が独自に発想しろ」というトーンで書かれているわけですが、数年前、ある地域で一般廃棄物と畜産廃棄物を一緒に燃やして発電する技術がどうやらできそうだということでテストプラントの予算を申請したところ、旧厚生省は「一般廃棄物だけであれば予算をつける」と、農林省は「畜産廃棄物だけであれば予算をつけますよ」ということで、なかなか案件が前に進まなかったというケースを聞いたことがあります。

確かに地域の独自の発想というのは大事なのでしょうけれども、それをバックアップする中央官庁の縦割りというのはやはりきちんと直していかないと、なかなか地域が前に出

ていけないという面があるのではないかと思います。地域の具体的なニーズに応えるような、そういう柔軟な姿勢というものを国のほうもきちんと整備しておく必要があるのではないかと思います。

(事務局)

霞ヶ関の縦割りという構造はいろいろな所でご指摘を受けますし、確かにそういったことがあるかと思います。このエコタウン事業に関してましては、もちろんこれだけではいいのですが、環境省さんとも連携、協力しながら進めていくことに、われわれとしては非常に一所懸命にやっているつもりですので、そういった縦割りの弊害等で変なことが起きないように、それは今後とも気をつけてやっていきたいと思っています。

(福永委員)

いま縦割りの話が出ましたけれども、東京都の例で申し上げますと、きょうのは経済産業省ということで、リサイクルでも建設リサイクル法の関係は資料等にもほとんど出ていないのですけれども、例えば電子機器などの問題で申し上げますと、現代のビルでは、電気、照明関係、防災、電源とかいろいろな設備の中に電子機器が組み込まれているわけです。それが解体等でリサイクルという話になってきた場合、現在の国土交通省でお考えになっているリサイクルでは、コンクリートのガラとか木屑であるとか、そういったビルの中に組み込まれている設備がなかなかリサイクルに乗ってこなくて、不法投棄等の原因にもなっている部分が相当あるということもあります。ここにお集まりの皆さんはメーカー関係ということなのですからけれども、全体からいきますと、先ほど農水省の話もありましたが、地方自治体の場合、けっこう国土交通省の関係の問題もあるということです。

(平岡委員長)

ありがとうございました。自治体のほうでは、それを縦割りにならないように、いただくのはどちらからでもいただくという形で構築されたらよいのではないのでしょうか。どうぞ、ほかにありますか。まだちょっと早いですけれども、よろしいですか。

本日はご多忙のところ長時間にわたりご熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。最後に、事務局より今後のスケジュールについて説明してください。

(事務局)

次回につきましては、10月29日火曜日午後2時から、その後、11月の中旬、12月の上旬を目途に第3回、第4回をやっていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上